

# 条 例 議 案 参 考 資 料

(議案第110号～議案第118号)

令和5年第5回(12月)川口市議会定例会

## 令和5年第5回（12月）川口市議会定例会条例議案参考資料目次

議案第110号参考資料	川口市支所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	1
議案第111号参考資料	川口市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	2
議案第113号参考資料	川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	3
議案第114号参考資料	川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	5
議案第115号参考資料	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	8
議案第116号参考資料	川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	10
議案第117号参考資料	川口市道路河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表……………	12
議案第118号参考資料	川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表…	14

議案第110号参考資料

川口市支所設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市支所設置条例（昭和22年告示第40号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
第2条 支所の位置、名称及び管轄区域は次のとおりとする。			第2条 支所の位置、名称及び管轄区域は次のとおりとする。		
名称	位 置	管 轄 区 域	名称	位 置	管 轄 区 域
(略)			(略)		
東川口駅前 行政センタ 二	川口市戸塚2丁目 1番1号	(略)	戸塚支所 — —	川口市戸塚3丁目 11番1号	(略)
(略)			(略)		

議案第111号参考資料

川口市行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市行政財産の使用料に関する条例（昭和39年条例第48号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表（第4条関係）  <u>（略）</u>            備考            1～3 （略）  <u>4 使用面積若しくは表示面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</u></p>	<p>別表（第4条関係）  <u>（略）</u>            備考            1～3 （略）  <u>4 使用面積又は表示面積が1平方メートル未満であるとき又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとし、電線等の長さが1メートル未満であるとき又はこれらの長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとする。</u></p>

議案第113号参考資料

川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設設備運営基準第27条の2第2項に規定する<u>こども家庭庁長官</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>女性相談支援センター</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>	<p>（母子生活支援施設の長の資格等）</p> <p>第26条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第27条の2第1項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は児童福祉施設設備運営基準第27条の2第1項第4号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が指定する講習会の課程を修了したもの ア～ウ (略)</p> <p>2 母子生活支援施設の長は、2年に1回以上、その資質の向上のための児童福祉施設設備運営基準第27条の2第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</p> <p>（関係機関との連携）</p> <p>第32条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要なに応じ児童家庭支援センター、<u>婦人相談所</u>等関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。</p>

(保育の内容)

第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設設備運営基準第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従う。

(保育の内容)

第37条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、児童福祉施設設備運営基準第35条に規定する主務大臣が定める指針に従う。

議案第114号参考資料

川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市国民健康保険税条例（昭和29年条例第25号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（税額の減額）            第22条（略）            2（略）            3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額した世帯にあつては、その減額後の被保険者均等割額。以下この項において同じ。）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を、当該出産被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額のうち当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に規定する場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）に係るものとして減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額に12分の1を</u></p>	<p>（税額の減額）            第22条（略）            2（略）</p>

乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項において同じ。）及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。以下この項において同じ。）及び」とする。



議案第115号参考資料

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																					
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口市立文化財センター</td> <td>川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分館）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入場料）</p> <p>第9条 川口市立文化財センターの展示室又は旧田中家住宅 _____ に入場しようとする者は、別表第1に定める入場料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">入場料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川口市立文化財センター	川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号	（略）		名称	位置	（略）		施設区分	利用区分	入場料	（略）			<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川口市立文化財センター</td> <td>川口市本町1丁目17番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（分館）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 分館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>郷土資料館</td> <td>川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（入場料）</p> <p>第9条 川口市立文化財センターの展示室、旧田中家住宅又は郷土資料館に入場しようとする者は、別表第1に定める入場料を納付しなければならない。</p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設区分</th> <th style="text-align: center;">利用区分</th> <th style="text-align: center;">入場料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>郷土資料館</td> <td>個人 一般</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	川口市立文化財センター	川口市本町1丁目17番1号	（略）		名称	位置	郷土資料館	川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号	（略）		施設区分	利用区分	入場料	（略）			郷土資料館	個人 一般	100円
名称	位置																																					
川口市立文化財センター	川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号																																					
（略）																																						
名称	位置																																					
（略）																																						
施設区分	利用区分	入場料																																				
（略）																																						
名称	位置																																					
川口市立文化財センター	川口市本町1丁目17番1号																																					
（略）																																						
名称	位置																																					
郷土資料館	川口市鳩ヶ谷本町2丁目1番22号																																					
（略）																																						
施設区分	利用区分	入場料																																				
（略）																																						
郷土資料館	個人 一般	100円																																				

備考 (略)

	中学生及び小学生	50円
団体	一般	1人につき 80円
	中学生及び小学生	1人につき 40円

備考 (略)

議案第116号参考資料

川口市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市都市公園条例（昭和53年条例第45号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 都市公園の管理（第20条—<u>第39条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第40条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の使用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、<u>同項又は</u>前項の許可をすることができる。</p> <p>5（略）</p> <p><u>（延滞金）</u></p> <p><u>第34条 使用料を納期限までに納付しない者がある場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満た</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 都市公園の管理（第20条—<u>第38条</u>）</p> <p>第4章 雑則（<u>第39条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（行為の制限）</p> <p>第22条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、公衆の公園の使用に支障を及ぼさないと認められる場合に限り、<u>第1項又は</u>前項の許可をすることができる。</p> <p>5（略）</p>



議案第117号参考資料

川口市道路河川占用料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市道路河川占用料条例（昭和33年条例第11号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第5条 占用料は、占用の期間に係る分を_____、占用の許可をした日から1月以内の日で市長が指定する日（以下「納期限」という。）までに一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が<u>1年以上で、かつ、当該占用の許可をした年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度以降にわたる場合においては、当該翌年度以降の占用に係る分の占用料は、毎年度、当該年度分を当該年度に属する6月30日までに徴収するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（延滞金）</p> <p>第7条 占用料を納期限までに納付しない者がある場合において、<u>法第73条第1項、河川法第100条第1項において準用する同法第74条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定による督促をしたときは、延滞金を徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定による延滞金は、<u>納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>（準用河川にあっては、河川法第100条第1項にお</p>	<p>（占用料の徴収方法）</p> <p>第5条 占用料は、<u>占用の期間に係る分を、納入通知書により、</u> 占用の許可をした日から1月以内の日で<u>当該納入通知書に定める日</u> _____までに一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が_____当該占用の許可をした年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）の翌年度以降にわたる場合においては、<u>当該翌年度以降の占用に係る分の占用料は、毎年度、当該年度分を当該年度に属する6月30日までに徴収するものとする。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（追徴）</p> <p>第7条 <u>許可を受けないで道路、準用河川又は法定外公共物を使用した者に対し、その使用を追認した場合は、使用開始をした時期に遡り追徴する。この場合において、使用開始の時期が明らかでないものについては市長が認定する。</u></p> <p>（延滞金）</p> <p>第8条 <u>法第73条第1項</u>  <u>__、河川法第100条第1項において準用する同法第74条第1項又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定により督促したときは、延滞金を徴収する。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定による延滞金は、<u>納期限の翌日から納入の日までの日数に応じ滞納額に年14.5パーセントの割合を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）</u>（準用河川にあっては、河川法第100条第1項にお</p>

いて準用する同法第74条第5項の規定により計算した額) とする。

3 前項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、前項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合は、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合)とする。

4 市長は、占用料を納付する義務を負う者が納期限までに占用料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前2項の延滞金額を減額し、又は免除することができる。

#### 第8条 (略)

#### 別表(第3条関係)

(略)

備考

1～8 (略)

9 表示面積、占用面積若しくは占用物件(工作物及び物件をいう。 )の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

いて準用する同法第74条第5項の規定により計算した額) を徴収する。

#### 第9条 (略)

#### 別表(第3条関係)

(略)

備考

1～8 (略)

9 表示面積、占用面積若しくは占用物件(工作物及び物件をいう。以下同じ。)の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

議案第118号参考資料

川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○ 川口市ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（平成28年条例第46号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5) 所有者等 所有者 _____、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合 _____ 又はそれらのもの _____ から建築物の管理について委任を受けた者（以下「管理者」という。）をいう。 (6) 隣接住民等 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。 ア ワンルームマンション等に係る敷地が隣接している土地の<u>所有者及び占有者</u> _____ 並びに当該土地上の<u>建物の所有者及び占有者</u> _____ イ ワンルームマンション等に係る敷地が道路と接する部分から15メートルの範囲内であり、かつ、当該道路と接する土地の<u>所有者及び占有者</u> _____ 並びに当該土地上の<u>建物の所有者及び占有者</u> _____ ウ（略） (7)・(8)（略）</p> <p>（廃棄物の保管方法に関する措置） 第5条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等における<u>廃棄物の保管方法</u>について、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。 （駐輪施設の設置）</p>	<p>（定義） 第2条（略） 2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4)（略） (5) 所有者等 所有者 <u>（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に規定する区分所有者を含む。）</u>、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合 <u>（以下「管理組合」という。）</u> 又は <u>所有者若しくは管理組合</u> から建築物の管理について委任を受けた者（以下「管理者」という。）をいう。 (6) 隣接住民等 次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。 ア ワンルームマンション等に係る敷地が隣接している土地の<u>土地所有者及び土地占有者</u> _____ 並びに当該土地上の<u>建物所有者及び建物占有者</u> _____ イ ワンルームマンション等に係る敷地が道路と接する部分から15メートルの範囲内であり、かつ、当該道路と接する土地の<u>土地所有者及び土地占有者</u> _____ 並びに当該土地上の<u>建物所有者及び建物占有者</u> _____ ウ（略） (7)・(8)（略）</p> <p>（廃棄物の保管方法に関する措置） 第5条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、 _____ <u>廃棄物の保管方法</u>について、規則で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。 （駐輪施設の設置）</p>

第6条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等の敷地内に、規則で定める基準に従い、ワンルーム住戸1戸につき1台以上の自転車を駐輪することができる施設（以下「駐輪施設」という。）を設けなければならない。

（宅配ボックスの設置）

第6条の2 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等の敷地内に、ワンルーム住戸の数に応じて必要な数の宅配ボックス（建築基準法施行令第2条第1項第4号へに規定する宅配ボックスをいう。以下同じ。）を設けなければならない。ただし、宅配トラック等（ワンルームマンション等の入居者に配達される物品を運送するトラックその他の自動車をいう。）の駐車又は停車による当該ワンルームマンション等の周辺の交通への支障を生ずるおそれが少ないと市長が認める場合は、この限りでない。

（管理計画の作成等）

第9条 ワンルームマンション等の建築主等は、規則で定めるところにより、管理期間における当該ワンルームマンション等の管理者等の配置及び業務内容その他の管理体制に関する計画並びに廃棄物の排出方法、駐輪施設の使用法その他の良好な近隣関係の形成及び維持のために必要な事項（以下これを「管理計画」という。）を定めなければならない。

2 ワンルームマンション等の建築主等は、管理期間において当該ワンルームマンション等の管理を自ら行わない場合にあつては、所有者等に管理計画を引き継がなければならない。

（事前協議）

第10条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築をしようとするときは、規則で定めるところにより、第5条から第7条までの規定による措置及び設置並びに管理計画について、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が終了したときは、規則で定めるところにより、その \_\_\_\_\_ 旨を書面により通知しなければならない。

（標識の設置）

第11条 前条第1項の規定による協議を終了した建築主等は、建築主の氏名又は

第6条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、\_\_\_\_ワンルームマンション等の敷地内に、規則で定める基準に従い、ワンルーム住戸1戸につき1台以上の自転車を駐輪することができる施設（以下「駐輪施設」という。）を設けなければならない。

（管理計画の作成等）

第9条 建築主等 \_\_\_\_\_は、規則で定めるところにより、管理期間における\_\_\_\_ワンルームマンション等の管理者等の配置及び業務内容その他の管理体制に関する計画並びに廃棄物の排出方法、駐輪施設の使用法その他の良好な近隣関係の形成及び維持のために必要な事項（以下これを「管理計画」という。）を定めなければならない。

2 建築主等 \_\_\_\_\_は、管理期間における\_\_\_\_ワンルームマンション等の管理を自ら行わない場合にあつては、所有者等に管理計画を引き継がなければならない。

（事前協議）

第10条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築をしようとするときは、規則で定めるところにより、第5条から第7条までの措置及び \_\_\_\_\_管理計画について、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の \_\_\_\_\_ 協議が終了したときは、規則で定めるところにより、協議が終了した旨を書面により通知しなければならない。

（標識の設置）

第11条 前条第1項の規定による協議を終了した建築主等は、建築主の氏名又は

名称、ワンルーム住戸の数、第5条から第7条までの規定による措置及び設置その他の規則で定める建築の計画（以下「建築計画」という。）に関する事項を記載した標識を、法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受ける日まで設置しなければならない。

2 （略）

（計画の説明）

第12条 建築主等は、ワンルームマンション等の建築に当たり、当該ワンルームマンション等に係る隣接住民等に対し個別の訪問又は説明会の開催により、建築計画及び管理計画に関する事項を説明しなければならない。

2 （略）

（説明状況報告済証の交付等）

第14条 市長は、前条第1項の報告書に記載すべき事項の記載が十分であると認めるときは、同項の規定による報告を受けた日から起算して5日（市の休日を除く。次項において同じ。）を経過する日から10日（市の休日を除く。同項において同じ。）を経過する日までに、建築主等に対して同条第1項の規定による報告が済んだ旨を証する書類（以下「説明状況報告済証」という。）を交付しなければならない。

2 （略）

3 市長は、第1項に規定する期間内に説明状況報告済証を交付することができないときは、その旨を書面で建築主等に通知しなければならない。

（意見の提出等）

第15条 隣接住民等は、第11条第1項の規定による標識の設置がされた日以後、当該ワンルームマンション等の建築計画及び管理計画に対する意見を規則で定めるところにより建築主等に書面で提出することができる。

2 （略）

3 建築主等は、説明状況報告済証が交付された日から起算して14日を経過する日までに提出された意見及びこれに対して行った回答（意見が提出されなかった場合にあつては、その旨）を、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

名称、ワンルーム住戸の数、第5条から第7条までの措置その他の規則で定める建築の計画（以下「建築計画」という。）に関する事項を記載した標識を、法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の交付を受ける日まで設置しなければならない。

2 （略）

（計画の説明）

第12条 建築主等は、隣接住民等に対し個別の訪問又は説明会の開催により、建築計画及び管理計画に関する事項を説明しなければならない。

2 （略）

（説明状況報告済証の交付等）

第14条 市長は、前条第1項の報告書に記載すべき事項の記載が十分であると認めるときは、同項の規定による報告を受けた日から起算して5日（市の休日を除く。次項において同じ。）を経過する日から10日（市の休日を除く。同項において同じ。）を経過する日までに、建築主等に対して同条第1項の規定による報告が済んだ旨を証する書類を交付しなければならない。

2 （略）

3 市長は、第1項に規定する期間内に当該報告が済んだ旨を証する書類を交付することができないときは、その旨を書面で建築主等に通知しなければならない。

（意見の提出等）

第15条 隣接住民等は、第11条第1項の標識が設置された日以後、当該ワンルームマンション等の建築計画及び管理計画に対する意見を規則で定めるところにより建築主等に書面で提出することができる。

2 （略）

3 建築主等は、前条第1項の報告が済んだ旨を証する書類が交付された日から起算して14日を経過する日までに提出された意見及びこれに対して行った回答（意見が提出されなかった場合にあつては、その旨）を、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(意見対応状況報告済証の交付等)

第16条 (略)

2 建築主等は、前項の規定による書類の交付を、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をする時までに受けなければならない。

(設置完了の報告等)

第17条 建築主等は、第5条の規定による措置、第6条の規定による駐輪施設の設置、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置及び第7条の規定による管理人室の設置をしたときは、これらの措置及び設置の状況について、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(検査完了の通知)

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る措置及び設置の状況を検査し、当該措置及び設置の状況が十分であると認めるときは、当該報告を受けた日の翌日から起算して14日(市の休日を除く。第3項において同じ。)を経過する日までに、規則で定めるところにより、検査が完了した旨を建築主等に通知しなければならない。

2 建築主等は、前項の規定による通知を、法第7条第1項の規定による検査の申請をする時又は法第7条の2第4項の規定による検査を受ける時までに受けなければならない。

3 (略)

(変更)

第19条 第10条から前条までの規定は、建築期間にあるワンルームマンション等に係る次に掲げる事項の変更(隣接住民等の生活環境及び住環境を害するおそれがないものとして規則で定める変更を除く。)をしようとする場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請」とあるのは「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請(当該確認を受けたワンルームマンション等の計画の変更をして建築をしようとする場合の確認の申請を含む。以下この項において同じ。)をする前の変更にあっては当該確認の申請をする時までに、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をした後の変更にあっては第19条第1項において準用する次条の規定による報告

(意見対応状況報告済証の交付等)

第16条 (略)

2 建築主等は、前項の書類\_\_\_\_\_を、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をする前までに受けなければならない。

(設置完了の報告等)

第17条 建築主等は、第5条の\_\_\_\_\_措置、第6条の駐輪施設の設置\_\_\_\_\_及び第7条の\_\_\_\_\_管理人室の設置をしたときは、これらの措置及び設置の状況について、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(検査完了の通知)

第18条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその\_\_\_\_\_措置及び設置の状況を検査し、その措置及び設置の状況が十分であると認めるときは、当該報告を受けた日の翌日から起算して14日(市の休日を除く。第3項において同じ。)を経過する日までに、規則で定めるところにより、検査が完了した旨を建築主等に通知しなければならない。

2 建築主等は、前項の\_\_\_\_\_通知を、法第7条第1項の規定による検査の申請をする前又は法第7条の2第4項の規定による検査を受ける前までに受けなければならない。

3 (略)

(変更)

第19条 第10条から前条までの規定は、建築期間にあるワンルームマンション等の次に掲げる事項に変更があった\_\_\_\_\_場合について準用する。この場合において、第16条第2項中「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をする前までに」とあるのは「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請(当該確認を受けたワンルームマンション等の計画の変更をして建築をしようとする場合の確認の申請を含む。以下この項において同じ。)をする前の変更にあっては当該確認の申請をする前までに、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請をした後の変更にあっては第19条\_\_\_\_\_において準用する次条の規定による報告をする前ま

\_\_\_\_\_」と読み替えるものとする。

- (1) (略)
- (2) 第5条から第7条までの規定による措置及び設置に関する事項
- (3) (略)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、建築計画のうち規則で定める事項

2 建築主等は、前項の規則で定める変更をしたときは、当該変更をした日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

(建築期間における連絡先表示板の設置)

第19条の2 ワンルームマンション等の建築主等は、建築期間において、当該建築物の名称及び管理期間に所有者等となる者が決定している場合には、第23条第1項に規定する連絡先表示板（次項において「連絡先表示板」という。）を設置することができる。

2 建築主等は、前項の規定により連絡先表示板を設置したときは、当該連絡先表示板を設置した日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(取りやめ)

第20条 ワンルームマンション等の建築主等は、当該ワンルームマンション等の建築を取りやめたときは、第11条第1項の規定により設置した標識を撤去し、その旨を規則で定める届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

第3章 (略)

(ワンルームマンション等の所有者等の責務)

第21条 ワンルームマンション等（第26条第1項に規定するワンルームマンション等を除く。以下この章において同じ。）（管理期間にあるものに限る。以下この章において同じ。）の所有者等は、第18条第1項の規定による検査により十分であると認められた第5条から第7条までの規定による措置及び設置の状況を維持しなければならない。

2～4 (略)

(連絡先表示板の設置\_\_\_\_\_)

\_\_\_\_\_でに」読み替えるものとする。

- (1) (略)
- (2) 第5条から第7条までの措置\_\_\_\_\_に関する事項
- (3) (略)
- (4) 前各号に掲げるもののほか、建築計画のうち規則で定める事項

(取りやめ)

第20条 建築主等\_\_\_\_\_は、当該ワンルームマンション等の建築を取りやめたときは、第11条第1項の標識\_\_\_\_\_を撤去し、その旨を規則で定める届出書により、速やかに市長に届け出なければならない。

第3章 (略)

(ワンルームマンション等の所有者等の責務)

第21条 ワンルームマンション等（第26条第1項に規定するワンルームマンション等を除く。以下この章において同じ。）（管理期間にあるものに限る。以下この章において同じ。）の所有者等は、第18条第1項の規定による検査により十分であると認められた\_\_\_\_\_措置及び設置の状況を維持しなければならない。

2～4 (略)

(連絡先表示板の設置及び維持管理)

第23条 ワンルームマンション等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物の名称並びに所有者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載した表示板（以下「連絡先表示板」という。）を設置しなければならない。ただし、当該ワンルームマンション等に第19条の2第1項の規定により連絡先表示板が設置されているときは、この限りでない。

2 ワンルームマンション等の所有者等は、前項の規定により連絡先表示板を設置したときは、当該連絡先表示板を設置した日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

（連絡先表示板の維持管理）

第23条の2 ワンルームマンション等の所有者等は、第19条の2第1項又は前条第1項の規定により設置された連絡先表示板を適切に維持管理しなければならない。

2 ワンルームマンション等の所有者等は、連絡先表示板に記載された事項に変更があったときは、その旨を、当該変更があった日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

（管理計画等の変更）

第25条 第10条、第12条から第17条まで、第18条第1項及び第3項並びに第20条の規定は、ワンルームマンション等の所有者等が当該ワンルームマンション等について第5条の規定による措置、第6条の規定による駐輪施設の設置、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置若しくは第7条の規定による管理人室の設置の状況又は管理計画の内容の変更（隣接住民等の生活環境及び住環境を害するおそれがないものとして規則で定める変更を除く。）をしようとする場合について準用する。この場合において、第13条第2項中「第11条第2項の規定による標識の設置の報告をした日」とあるのは「第25条第1項において準用する前条第1項の規定による説明を開始した日」と、第15条第1項中「第11条第1項の規定による標識の設置がされた日」とあるのは「第25条第1項

第23条 ワンルームマンション等の所有者等は、規則で定めるところにより、当該建築物の名称並びに所有者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載した表示板（以下「連絡先表示板」という。）を設置し、適切に維持管理しなければならない。

2 ワンルームマンション等の所有者等は、前項の規定により連絡先表示板を設置したときは、当該連絡先表示板を設置した日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める報告書により、市長に報告しなければならない。

3 ワンルームマンション等の所有者等は、連絡先表示板に関する事項に変更があったときは、その旨を、当該変更があった日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

（管理計画等の変更）

第25条 第10条、第12条から第17条まで、第18条第1項及び第3項並びに第20条の規定は、ワンルームマンション等の所有者等が当該ワンルームマンション等について第5条の廃棄物の保管方法、第6条の駐輪施設若しくは第7条の管理人室の設置の状況又は管理計画の内容を変更しようとする場合について準用する。この場合において、第13条第2項中「第11条第2項の規定による標識の設置の報告をした日」とあるのは「第25条第1項において準用する前条第1項の説明を開始した日」と、第15条第1項中「第11条第1項の標識が設置された日」とあるのは「第25条第1項

において準用する第12条第1項の規定による説明を受けた日」と、同条第2項中「検査済証の交付を受けた日」とあるのは「説明状況報告済証が交付された日から起算して14日を経過する日」と、第16条第2項中「法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請」とあるのは「第25条において準用する次条の規定による報告」と、第20条中「ときは、第11条第1項の規定により設置した標識を撤去し」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 ワンルームマンション等の所有者等は、第1項の規則で定める変更をしたときは、当該変更をした日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める届出書により市長に届け出なければならない。

第4章 (略)

(既存のワンルームマンション等の連絡先表示板の設置及び維持管理)

第26条 (略)

2 前項に規定するワンルームマンション等の所有者等は、連絡先表示板に記載された事項に変更があったときは、その旨を、当該変更があった日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(届出書等の閲覧)

第29条 市長は、第11条第2項(第19条第1項において準用する場合を含む。)、第13条第1項、第15条第3項及び第17条(これらの規定を第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。)、第19条の2第2項、第23条第2項、第23条の2第2項並びに第26条第2項の報告書並びに第19条第2項、第20条(第25条第1項において準用する場合を含む。))及び第25条第3項の届出書の提出があったときは、当該報告書及び届出書を一般の閲覧に供するものとする。

(報告及び立入調査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該ワンルーム住戸を

において準用する第12条第1項の説明\_\_\_\_\_を受けた日」と、同条第2項中「検査済証の交付を受けた日」とあるのは「第25条第1項において準用する前条第1項の報告が済んだ旨を証する書類が交付された日から起算して14日を経過する日」と、第20条

\_\_\_\_\_中「ときは、第11条第1項の標識を撤去し」とあるのは「ときは」と読み替えるものとする。

2 (略)

第4章 (略)

(既存のワンルームマンション等の連絡先表示板の設置及び維持管理)

第26条 (略)

2 前項に規定するワンルームマンション等の所有者等は、連絡先表示板に関する\_\_\_\_\_事項に変更があったときは、その旨を、当該変更があった日から起算して7日(市の休日を除く。)以内に、規則で定める報告書により市長に報告しなければならない。

(閲覧)

第29条 市長は、第11条第2項(第19条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。)、第15条第3項(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。))並びに第17条(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。))の報告書、第20条(第25条第1項において準用する場合を含む。))の届出書並びに第23条第2項及び第3項、第26条第2項の報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、当該報告書及び届出書を一般の閲覧に供するものとする。

(報告及び立入調査)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該ワンルーム住戸を

有する建築物の所有者等に必要な報告を求め、又は当該職員に、当該ワンルーム住戸を有する建築物の敷地に立ち入り、第5条の規定による措置、第6条の規定による駐輪施設の設置、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置、第7条の規定による管理人室の設置並びに第19条の2第1項、第23条第1項及び第26条第1項の規定による連絡先表示板の設置の状況を調査させることができる。

2・3 (略)

(指導又は助言)

第31条 市長は、第27条に規定するもの \_\_\_\_\_ に対し、連絡先表示板を設置するよう指導又は助言を行うことができる。

2 (略)

(勧告)

第32条 (略)

2 (略)

3 市長は、第6条の2の規定による宅配ボックスの設置をしない者に対し、期限を定めて宅配ボックスを設置するよう勧告することができる。

4・5 (略)

6 市長は、第9条第2項又は第24条の規定による管理計画の引継ぎをしないものに対し、期限を定めて管理計画を引き継ぐよう勧告することができる。

7 市長は、第10条第1項(第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による協議をしないものに対し、期限を定めて協議をするよう勧告することができる。

8 市長は、第11条第1項(第19条第1項において準用する場合を含む。)の標識を設置しない者に対し、期限を定めて標識を設置するよう勧告することができる。

有する建築物の所有者等に必要な報告を求め、又は当該職員に、当該ワンルーム住戸を有する建築物の敷地に立ち入り、第5条の規定による措置、第6条の規定による駐輪施設の設置 \_\_\_\_\_、第7条の規定による管理人室の設置並びに \_\_\_\_\_ 第23条第1項及び第26条第1項の規定による連絡先表示板の設置の状況を調査させることができる。

2・3 (略)

(指導又は助言)

第31条 市長は、第27条の規定による連絡先表示板を設置しない者に対し、連絡先表示板を設置するよう指導又は助言を行うことができる。

2 (略)

(勧告)

第32条 (略)

2 (略)

3・4 (略)

5 市長は、第9条第2項又は第24条の規定による管理計画の引継ぎをしない者に 対し、期限を定めて管理計画を引き継ぐよう勧告することができる。

6 市長は、第10条第1項(第19条 \_\_\_\_\_ 又は第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による協議をしない者に 対し、期限を定めて協議をするよう勧告することができる。

7 市長は、第11条第1項(第19条 \_\_\_\_\_ において準用する場合を含む。)の標識を設置しない者に対し、期限を定めて標識を設置するよう勧告することができる。

8 市長は、第11条第2項(第19条において準用する場合を含む。)、第13条第1項(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。)、第15条第3項(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。)若しくは第17条(第19条又は第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による報告、第20条(第25条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出又は第23条第2項若しくは第3項、第26条第2項の規定によ

9 市長は、第11条第2項（第19条第1項において準用する場合を含む。）、第13条第1項、第15条第3項及び第17条（これらの規定を第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。）、第19条の2第2項、第23条第2項、第23条の2第2項並びに第26条第2項の規定による報告並びに第19条第2項、第20条（第25条第1項において準用する場合を含む。）及び第25条第3項の規定による届出をしないものに対し、期限を定めて当該報告又は届出をするよう勧告することができる。

10 市長は、前項に規定する報告又は届出について、虚偽の報告又は届出をしたものに対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

11 市長は、第12条第1項（第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の規定による説明をしないものに対し、期限を定めて説明をするよう勧告することができる。

12 市長は、第15条第2項（第19条第1項又は第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定による回答をしないものに対し、期限を定めて回答するよう勧告することができる。

13 市長は、第23条第1項又は第26条第1項の規定による連絡先表示板の設置をしないものに対し、期限を定めて連絡先表示板を設置するよう勧告することができる。

（措置命令）

第33条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第34条 市長は、前条の規定による命令を受けたものが正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 （略）

3 市長は、前2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係るものにその理由を通知し、そのものが意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

る報告をしない者に対し、期限を定めて当該報告又は届出をするよう勧告することができる。

9 市長は、前項に規定する報告又は届出について、虚偽の報告又は届出をした者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

10 市長は、第12条第1項（第19条 \_\_\_\_\_ 又は第25条第1項において準用する場合を含む。）又は第21条第3項の \_\_\_\_\_ 説明をしない者に対し、期限を定めて説明をするよう勧告することができる。

11 市長は、第15条第2項（第19条 \_\_\_\_\_ 又は第25条第1項において準用する場合を含む。）の規定による回答をしない者に対し、期限を定めて回答するよう勧告することができる。

12 市長は、第23条第1項又は第26条第1項の \_\_\_\_\_ 連絡先表示板を設置しない者に対し、期限を定めて連絡先表示板を設置するよう勧告することができる。

（措置命令）

第33条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が 正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

（公表）

第34条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が 正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

2 （略）

3 市長は、前2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表しようとする者にその理由を通知し、その者が \_\_\_\_\_ 意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。